

我孫子市民図書館市民スタッフに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、我孫子市市民スタッフに関する要綱（平成15年告示第90号）第4条1項に基づき設置する我孫子市民図書館市民スタッフ（以下「スタッフ」という。）の任務、役割、服務等に関し必要な事項を定める。

(任務等)

第2条 スタッフは、教育委員会の要請に応じ、図書館事業について、次の業務を行う。

- (1) 対面朗読に関する業務
- (2) 読書普及に関する業務
- (3) その他図書館長が依頼する業務

2 スタッフは、前項に規定する業務を遂行するにあたり、教育委員会のスタッフとして責任ある行動をとるよう努めるものとする。

(要件)

第3条 スタッフの要件は、次の各号のいずれにも該当し、教育委員会が認めた者とする。

- (1) 我孫子市に在住又は在学、在勤する者
- (2) 図書館事業に対し意欲をもって参加することができる者
(申込み等)

第4条 スタッフに参加しようとする者は、我孫子市民図書館市民スタッフ申込書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 スタッフの募集は公募とする。

(選考等)

第5条 スタッフを選考するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、次に掲げる職にある者及び課等に属する職員により構成される。

- (1) 図書館長
- (2) 図書館長補佐
- (3) 市民スタッフ担当職員

3 選考委員長は図書館長とし、委員長に事故あるときは、上席の委員が職務を代理する。

(登録)

第6条 スタッフとして決定された者は、我孫子市民図書館市民スタッフとして登録することとする。

(委嘱)

第7条 スタッフは、教育長が委嘱する。

(任期)

第8条 スタッフの任期は、スタッフに委嘱した日から当該委嘱した日の属する年度の3月31日までとする。

2 スタッフは、4回まで再任することができる。ただし、教育委員会が必要と認めたものについては、この限りではない。

(研修)

第9条 スタッフに委嘱された者は、教育委員会が定める研修に参加しなければならない。

(委嘱の解除)

第10条 教育委員会は、スタッフが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱を解除することができる。

(1) 本人の申出があったとき。

(2) 第2条第2項の規定に反する行為に該当するとき。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条）

平成 年 月 日

我孫子市教育委員会 へ

我孫子市民図書館市民スタッフ申込書

お顔のわかる
写真をお貼り
ください。※
サイズ
縦4cm×横3cm

フリガナ 氏 名	
住 所	
生年月日	年 月 日
電話番号 携帯電話 (お持ちの場合)	()
F A X (お持ちの場合)	
応募の動機や活動歴などを記入してください。	

※写真は証明書用写真でなくても結構です。